

平塚市意思疎通支援事業実施要綱の解釈について

平塚市が実施している意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者の派遣事業）は「平塚市意思疎通支援事業実施要綱」に基づいて実施しています。要綱は専門用語がたくさん使われているため、わかりづらい文章になっているかもしれません。

そこで派遣制度を利用する皆様に内容を理解していただくため、具体例を交えたQ & Aを作成しました。今後も皆様から質問があれば、このQ & Aに追加して解説していきます。

（派遣の対象者等）

第9条 意思疎通支援者の派遣の対象となる者は、平塚市が援護の実施者となっている聴覚障害者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、他の市長等から意思疎通支援者の派遣の依頼があるときは、当該市の聴覚障害者等を対象者として意思疎通支援者を派遣することができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は平塚市内において、緊急に意思疎通支援者の派遣を必要とする他の市長等が援護の実施者となっている聴覚障害者等がいるときは、当該聴覚障害者等を対象として意思疎通支援者を派遣することができるものとする。

【趣旨】

本条は、平塚市の派遣制度を利用できる聴覚障害者等について規定しています。

Q1 「援護の実施者」というのは聞きなれない言葉ですが「平塚市が援護の実施者となっている聴覚障害者等」とはどういう人ですか？

A 原則、 と いずれにも当てはまる人です。

障害名に「聴覚障害」又は「音声機能障害・言語機能障害」と書かれた身体障害者手帳を持っていること

平塚市で手帳の管理をしていること

次のいずれかの人が該当になります。

・平塚市に住民票がある人

（ただし、他の自治体で障害福祉サービスを利用している人は除く）

・平塚市の障害福祉サービスを利用していること

（他市に住民票を移していても、平塚市の障害福祉サービスを利用している人）

ここでいう「障害福祉サービス」とは、障害者総合支援法で定められている「居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助」のことです。

【平塚市の派遣制度を利用できる例】

例(1) Aさんは「聴覚障害」の身体障害者手帳を持っていて、平塚市外の老人ホームで生活している。住民票は息子さんが住んでいる平塚市にある。

Aさんは平塚市に住民票があるので対象です。

例(2) 「聴覚障害」の身体障害者手帳を持っているBさんは、平塚市で障害福祉サービスを利用しながら一人暮らしをしていた。入所できる施設を探したが、平塚市内に適切な施設がなく、やむなくR市の障害者施設に入所、障害福祉サービスの支給決定は平塚市のまま住民票はR市に移した。

Bさんは平塚市の障害福祉サービスを利用しているので対象です。

例(3) 「聴覚障害」の身体障害者手帳を持っているCさんは、S市で息子家族と同居、介護保険サービスを利用しており、障害福祉サービスは利用していなかった。その後、平塚市の老人ホームに入居することになり住民票を平塚市に移した。

Cさんは平塚市に住民票があるので対象です。

【平塚市の派遣制度を利用できない例】

例(4) 「聴覚障害」の身体障害者手帳を所持しているDさんは、T市で障害福祉サービスを利用していたが、一人暮らしが厳しくなり、障害福祉サービスの支給決定はT市のまま平塚市内の障害者施設に転居し、住民票も平塚市に移した。

Dさんは平塚市に住民票がありますが、他市の障害福祉サービスを利用しているため、平塚市で手帳管理は原則しません。そのため対象外です。

Dさんの場合、手話通訳又は要約筆記を利用しようとするときは、まずT市に問い合わせてください。

例(1)(2)(3)(4)をまとめると表のようになります。

	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん
聴覚、音声・言語の身体障害者手帳があるか？	○	○	○	○
住民票は平塚市にあるか？	○	×	○	○
平塚市の障害福祉サービスを利用しているか？	×	○	×	×
平塚市以外で障害福祉サービスを利用していたか？	×	×	×	○
平塚市の意思疎通支援事業を利用できるか	○	○	○	×

対象となる聴覚障害者等の様々な状況により派遣を行う自治体も変わりますので、御不明な点は、障がい福祉課までお問い合わせください。

Q 2 2項「他の市長等から意思疎通支援者の派遣の依頼があるとき」は、具体的にどのような時ですか？

A

例(4) 前述の例(4)のDさんがT市に問い合わせた後、T市から平塚市に派遣の依頼があれば、Dさんに対して平塚市で手話通訳者又は要約筆記者を手配、派遣します。派遣に関わる費用は平塚市からT市に請求します。

例(5) U市在住の聴覚障がい者Eさんが、平塚市内のK大学で開催するオープンキャンパスに参加したいという場合、EさんはU市に派遣申請をします。申請を受けたU市から平塚市に派遣の依頼があれば、平塚市で手話通訳者又は要約筆記者を手配、派遣します。派遣に関わる費用は平塚市からU市に請求します。

Q 3 3項「平塚市内において、緊急に意思疎通支援者の派遣を必要とする他の市長等が援護の実施者となっている聴覚障害者がいるとき」は、具体的にどのような時ですか？

A

例(6) W市在住の聴覚障がい者Fさんが、仕事や観光等で平塚市滞在中に、急病や事故に巻き込まれて救急搬送され、平塚消防指令室から障がい福祉課に手話通訳又は要約筆記の派遣依頼があった場合、平塚市で手話通訳者又は要約筆記者を手配、派遣します。派遣に関わる費用は平塚市からW市に請求します。

(派遣の内容等)

第10条 意思疎通支援者の派遣の対象となる内容は、次の各号のいずれかの事由により、意思疎通支援者の派遣が必要であると市長が認める内容とする。ただし、市長が社会通念上派遣することが好ましくないと認める活動及び公共の福祉に反すると認める活動については、派遣の対象としない。

(1) 医療、保健に関する内容

(2) 子等の教育に関する内容

(3) 就職に関する内容

(4) 市長等が主催又は共催する講習会、研修会、会議、イベント等に関する内容

(5) 第12条第1項第2号の団体が主催又は共催する研修会、会議、イベント等に関する内容。ただし、慰安・親睦を目的とするものを除く。

(6) その他聴覚障害者等の日常生活及び社会生活を営むために必要と市長が認める内容

【趣旨】

本条は、意思疎通支援者の派遣の対象となる内容等について規定しています。

手話通訳や要約筆記が必要な場面は様々ですので全てをここに記載していません。(1)～(6)に当てはまるかどうか、御自身で判断がつかない時は、障がい福祉課に御相談ください。ここでは、一般的なことについて解説していきます。

Q4 「市長が社会通念上派遣することが好ましくないと認める活動、および公共の福祉に反すると認める活動とは、具体的にどのようなことですか？」

A 政治団体の活動、特定の宗教活動、企業等の勧誘活動やヘイトスピーチ等がこれにあたります。

Q5 (4)は具体的にどのようなことですか？」

A 「広報ひらつか」や「ほっとメールひらつか」、その他情報紙には、講習会や講座、講演会やスポーツ教室等が掲載されます。その中で、平塚市各課が主催又は平塚市が神奈川県等と共催で開催するものが派遣の対象となります。募集記事に記載されている問い合わせ先に「手話通訳又は要約筆記希望」と伝えてください。FAXによる問い合わせ先が記載されていない場合は、障がい福祉課にお問い合わせください。

Q 6 (6)は具体的にどのようなことですか？

A (1)～(5)に当てはまらない場合で、派遣が認められる場合があります。最近では、冠婚葬祭に関わることや介護保険に関わる派遣申請が多くなっています。
ただし、内容によって派遣できる場合とできない場合があります、全てをここにあげることはできません。判断ができない時は障がい福祉課に御相談ください。

【参考】障害者差別解消法（平成28年4月1日施行）

この法律では、行政機関や民間事業者に「差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮」について義務を定めています。

「差別的取り扱いの禁止」については、施行時から行政機関等・民間事業者ともに法的義務とされています。また、「合理的配慮」については、もともと行政機関等は法的義務、民間事業者は努力義務と定められていましたが、令和3年の法改正で「行政機関等・民間事業者ともに法的義務とする」と改められました。

行政機関等では以下のような対応をしています。

- ・警察署に関わる手話通訳者の派遣窓口として「神奈川県警察本部通訳センター」がありますので、利用できます。
- ・年金事務所での相談は予約制です。予約をとる際に「手話通訳者又は要約筆記者希望」と伝えてください。
- ・平塚税務署に関わる手話通訳者又は要約筆記者の派遣は、平塚税務署から東京国税局を通じて手配します。

民間事業者に関しては、携帯電話に関すること、クレジットカードに関すること、銀行手続きやローンに関すること、住宅や車の購入・修理に関することなど、問合せが多くなっています。

基本的には銀行や携帯電話会社、不動産会社など、民間事業者に配慮をお願いすることになります。現状では民間事業者が対応できない場合、障がい福祉課で相談に応じています。ただし、内容によって派遣できる場合できない場合があります。

(派遣の区域)

第11条 意思疎通支援者の派遣の対象となる区域は、神奈川県内とする。ただし、市長が神奈川県外に意思疎通支援者を派遣することが必要であると認めるときは、意思疎通支援者を神奈川県外に派遣することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、派遣先が遠隔地等の理由により意思疎通支援者を派遣することができないときは、他市町村等の意思疎通支援者を派遣することができるものとする。

【趣旨】

本条は、意思疎通支援者の派遣の対象となる区域について規定しています。

Q7 神奈川県外にも手話通訳者又は要約筆記者を派遣できますか？

A 前述の10条(1)～(6)に当てはまる内容であれば、派遣できます。

ただし県外の場合、往復に時間を要するため、平塚市の手話通訳者又は要約筆記者が派遣に応じられない場合があります。その場合は、他市町村の制度を利用します。

例(7) 神奈川県外Y市の病院を受診したい時

(聴覚障害者)平塚市障がい福祉課に派遣の申請をする。

(障がい福祉課)平塚市登録手話通訳者または要約筆記者に依頼する。

平塚市登録手話通訳者または
要約筆記者を派遣する。

平塚市登録手話通訳者または要約筆記者の都合がつかず派遣できない場合、
平塚市からY市に派遣を依頼する。

Y市登録手話通訳者または要約筆記者を派遣する。

平塚市内、市外に関わらず、手話通訳者または要約筆記者とは現地集合、現地解散を基本とします。

平塚市が依頼した派遣に関わる派遣費、手話通訳者または要約筆記者の交通費(自宅から現地までに要した実費交通費)は平塚市が通訳者に支払います。

(派遣の申請)

第12条 意思疎通支援者の派遣を申請することのできる者(以下、「申請者」という。)は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 第9条に規定する聴覚障害者等(以下この項において同じ。)及びその者の家族等
- (2) 平塚市障がい者団体連合会及び平塚市聴覚障害者協会
- (3) 平塚市各課長等
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 申請者は、意思疎通支援者の派遣を希望する7日(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始を除く。)前までに、平塚市意思疎通支援者派遣申請書(第7号様式。以下「派遣申請書」という。)により、市長に申請するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由の場合は、この限りではない。

【趣旨】

本条は、意思疎通支援者の派遣の申請者及び申請について規定しています。

Q8 派遣申請者は聴覚障がい者のみですか？

- A 聴覚障がい者だけでなく、その御家族等からの申請も受け付けています。例えば具合が悪くて御自身で申請できない場合は、御家族からの申請を受け付けています。
- なお、急病(けがも含む)の場合は、FAX119やNET119を御利用いただくと救急車と同時に手話通訳者又は要約筆記者の手配も進められます。(ただし手話通訳者や要約筆記者が確保できず、派遣できない場合があります。また、通常1週間前までに提出いただいている「意思疎通支援者派遣申請書」は、派遣終了後でかまいませんので、障がい福祉課に提出してください(事後申請))。